

# 岐阜県公報

号外 (二) 平成二十一年九月一日

## 目 次

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一
訓 令 甲		
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	二
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	三

## 規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十五号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部四の項第三号中「第百十五条の十一」を「第百十五条の十一」に改め、同項中第四十六号を第五十五号とし、同項第四十五号中「第百十五条の二十九第七項」を「第百十五条の三十五第七項」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項第四十四号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号を同項第五十三号とし、同項第四十三号中「第百十五条の二十九第五項」を「第百十五条の三十五第五項」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項第四十二号中「第百十五条の二十九第四項」を「第百十五条の三十五第四項」に改め、同号を同項第五十一号とし、同項第四十一号中「第百十五条の八第一項」を「第百十五条の九第一項」に改め、同号を同項第四十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

48 法第百十五条の三十二第二項から第四項までの規定により業務管理体制の整備に関する事項の届出又は届出事項の変更の届出を受けること(市町村長又は厚生労働大臣に届け出るものを除く)。

49 法第百十五条の三十三第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は所属職員に質問若しくは検査させること。

50 法第百十五條の三十四第一項から第三項までの規定により勸告、公表及び命令をすること。

別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部四の項第四十号中「第百十五條の七第一項」を「第百十五條の八第一項」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第三十九号中「第百十五條の六第一項」を「第百十五條の七第一項」に改め、同号を同項第四十五号とし、同項第三十八号中「第百十五條の五第一項」を「第百十五條の五」に改め、同号を同項第四十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

44 法第百十五條の六第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。

別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部四の項中第三十七号を第四十二号とし、第三十三号から第三十六号までを五号ずつ繰り下げ、第三十二号を第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

37 法第百十一條の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。

別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部四の項中第三十一号を第三十五号とし、第二十五号から第三十号までを四号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

28 法第九十九條の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。

別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部四の項中第二十二号を第二十六号とし、第十八号から第二十二号までを三号ずつ繰り下げ、第十七号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

20 法第八十九條の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。

別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部四の項中第十六号を第十八号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十号中「名称」を「名称等」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

13 法第八十二條の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。

別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部四の項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第十二号、第十八号、第二十五号、第三十三号及び第三十九号」を「第十四号、第二十一号、第二十九号、第三十八号、第四十五号及び第四十九号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

6 法第七十五條の二第一項の規定により関係者相互間の連絡調整等を行うこと。

別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部に次のように加える。

十七 介護職員  
処遇改善交付  
金事業の施行  
に関する事務

- 1 介護職員処遇改善交付金対象事業者の承認をすること。
- 2 介護職員処遇改善交付金対象事業者として承認した旨又は承認しない旨の通知をすること。
- 3 介護職員処遇改善交付金対象事業者の承認に係る変更の届出を受けること。
- 4 介護職員処遇改善交付金事業の実績報告に関する書類を受けけること。
- 5 事業所等の廃止により介護職員処遇改善交付金対象事業者でなくなる旨の申し出を受けること。

別表第三保健所の部二十四の二の項第一号中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に、「報告」を「必要な報告」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十八号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三生活衛生課の表八の項部長専決事項の欄第一号中「製造業者又は販売業者」を「製造業者等」に改め、同号の次に次の一号を加える。

2 法第十九條の十四第四項の製造業者等に対する命令

3 前二号に係る法第十九條の十四の二の公表

附 則

この訓令は、平成二十一年九月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十九号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表四十四の項第二号中「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改め、同項第二十一号中「第百十五条の七第一項」を「第百十五条の八第一項」に改め、同項第二十二号中「第百十五条の八第一項」を「第百十五条の九第一項」に改め、同項第二十四号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号中「第百十五条の二十九第四項」を「第百十五条の三十五第四項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。

23 法第百十五条の三十四第一項から第三項までの勸告、公表又は命令

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表五十八の項の次に次のように加える。

<p>五十八の二 介護 職員処遇改善交 付金事業の施行 に関する事務</p>	<p>1 事業の施行に関する事務</p>
--	----------------------

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十六の二の項第一号中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年九月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜県文芸社